International Labour Office • Bureau international du Travail • Oficina Internacional del Trabajo

ＩＬＯ駐日事務所新聞発表
2008 年４月 18 日（金）

ＩＬＯ／ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会（ＣＥＡＲＴ）実情調査団の来日

国際労働機関（ＩＬＯ）と国連教育科学文化機関（ユネスコ）の合同機関であるＩＬＯ／ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会（ＣＥＡＲＴ）の実情調査団が来る４月 21～28 日に来日します。実情調査団は今年で創立 40 周年を迎えるＣＥＡＲＴの委員２名で構成され、ＩＬＯとユネスコの両事務局本部より上級職員が同行します。委員はブリティッシュ・コロンビア大学サウダー・ビジネススクールのマーク・トンプソン労使関係学名誉教授（カナダ）とユネスコの教員教育議長でもあるサウス・パシフィック大学のコナイ・ヘル＝サーマン太平洋文化・教育学教授（フィジー）の２人です。

2002 年に全日本教職員組合（全教）はＣＥＡＲＴに対し、指導力不足教員政策及び新教員評価制度に係わり、日本政府が 1966 年の教員の地位に関する勧告を遵守していないとの申し立てを行いました。実情調査団の来日目的は、日本でこの申し立てに関連する情報を集め、政府、教員団体、専門家の見解を聴取することです。文部科学省、そして東京、大阪、香川の各教育委員会、関連する教員団体、教育分野及び労使関係の専門家と会い、教員評価制度、教員にその業務の過程で適用される奨励・懲戒措置、関連する政策・方針の決定において関係機関と教員団体間で行われる社会対話に関する情報を収集する予定です。

調査は非公開で行われますが、調査団は収集した情報をもとに報告書を作成し、最も早い機会にＣＥＡＲＴに提出します。現行の手続きに従って、ＣＥＡＲＴは調査団の報告書を審査した後、認定事実と勧告を含む報告書を作成し、ＩＬＯの理事会とユネスコの執行委員会に提出します。日本の政府と教員団体に対する報告書の提出については、ＩＬＯとユネスコのこの二つの機関が決定することになります。

ＩＬＯ／ユネスコ教員の地位勧告

ＩＬＯも協力し、ユネスコがパリで開催した特別政府間会議において、1966 年 10 月５日に全会一致で採択された「ＩＬＯ／ユネスコ教員の地位勧告」は、教職に関して存在する唯一の包括的国際基準として、教員の権利と責任、そして教員の初期養成と継続教育、募集採用、雇用に関する国際基準を定めています。教員の地位と条件に加え、効果的な教授・学習条件に関する規定も多く含んでいます。さらに、政府との交渉や協議を通じ、教育分野の決定に教員が参加することについても幅広い勧告を含んでいます。1966 年の採択後一度も改正されていませんが、依然、質の高い教育のために教員の地位を推進する重要な指針集と考えられています。

ＣＥＡＲＴ

教員の地位勧告は政府に何らかの義務を課すものではなく、教職に係わるあらゆる事項に関する手引きとなることを意図したものです。勧告の適正な推進と監視を確保する上でのＩＬＯとユネスコの密接な協力を実現するものとして 1967 年に両機関によって設立されたＣＥＡＲＴによって、この指針のモニタリングと促進が行われています。ＣＥＡＲＴ

●●● ＩＬＯ駐日事務所　東京都渋谷区神宮前5丁目53番70号　ＵＮハウス8階 / TEL03(5467)2701;FAX03(5467)2700;http://www.ilo.org ●●●
For use of information media. Not an official record • Les communiqués ne constituent pas des documents officiels • Los comunicados de prensa no son documentos oficiales.

press • presse • prensa

の第１回の会合は 1968 年９月に開かれました。

ユネスコはその後、1997 年の総会で「高等教育教職員の地位に関する勧告」を採択しました。この勧告は 1966 年の教員の地位勧告を補足する性格を持つため、ユネスコが行うその推進と実行監視にＩＬＯもＣＥＡＲＴを通じて協力することとなりました。1966 年勧告と 1997 年勧告の両方を扱うものとして、ＣＥＡＲＴの正式名称は 2000 年に現在のように変更されました。

1966 年勧告も 1997 年勧告も法的拘束力のある文書ではなく、ＣＥＡＲＴには司法的役割は与えられていません。しかし、ＣＥＡＲＴの重要な機能は勧告の適用に関連した問題に関する情報の検討であり、政府、使用者団体、教員団体が教職の地位を高める措置を採用するよう奨励することです。そこで、1970 年の第２回通常会期以降実行され、ＩＬＯ理事会とユネスコ執行委員会の両者によって承認されている慣行に基づき、教員団体はＣＥＡＲＴに対し、加盟国が勧告の規定を遵守していないことを申し立てることができます。日本の教員団体は早くも 70 年代から勧告の適用における困難にＣＥＡＲＴの注意を喚起しています。ＣＥＡＲＴは申し立てを受けた当該国政府から情報を求め、両者の情報を照らし合わせて内容を検討した後、その認定事実並びに問題や紛争の解決に向けた勧告を発表します。この申し立ては様々な国の教員団体から提出されており、全教が 2002 年に行った申し立てはこれに当たります。

ＣＥＡＲＴは 12 名の委員で構成され、ＩＬＯとユネスコが各６名ずつ任命します。委員の選考規準は、政府、労使団体から独立しており、勧告の中核的な分野について精通していることです。委員の任期は６年で、個人の資格で行動します。現在はアルゼンチン、ベナン、カナダ、フィジー、フランス、レバノン、ノルウェー、パキスタン、ロシアの学識者、学校管理職及び法律専門家などから構成されています。ＣＥＡＲＴの会合は３年おきに、ジュネーブのＩＬＯ本部とパリのユネスコ本部で交互に開かれます。最新の第９回会合は 2006 年に開かれました。

ＣＥＡＲＴが実情調査を行うのは今回が初めてです。2006 年のＣＥＡＲＴ第９回会合の開催に先立ち、日本国政府と全教からそのような調査団の派遣が提案され、第 298 回ＩＬＯ理事会（2007 年３月）及び第 176 回ユネスコ執行委員会（2007 年４月）で必要な活動を行うことが勧告されました。

＊　＊　＊

両勧告の原文、日本からの申し立て案件が検討されているＣＥＡＲＴの報告書（2003 年の第８回報告書、2005 年の中間報告書、2006 年の第９回報告書）はＩＬＯのホームページ（英語）でご覧になれます。
---->http://www.ilo.org/public/english/dialogue/sector/sectors/educat/standards.htm